真の三位一体改革の推進に関する提言 (概要) - 地方交付税改革を中心として -

平成 1 6 年 5 月 24 日 全 国 市 長 会

地方分権改革の残された最大の課題は、税源移譲を基軸とした地方税財政基盤の確立である。三位一体改革は、地方分権の理念に沿って歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、これにより受益と負担の関係を明確にし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的・自立的に提供できるようにすることである。

全国市長会では、平成 15 年に税源移譲と補助金廃止に関する提言と地方交付税制度に関する提言を発表している。しかし、16 年度の三位一体改革では、地方交付税等の大幅削減により都市自治体の財政は危機的な状況に陥った。

三位一体改革の全体像や工程表が示されないなか、来年度以降も地方交付税等の削減が続くことに対する強い危機感から、地方交付税を中心とした本提言を取りまとめた。

地方歳出の見直しの基本的考え方

地方歳出の見直しについては、次のような基本的な考え方に沿って見直しを 行う必要がある。

- 1 地方財政計画の規模の抑制に当たっては、国の施策の見直し、義務付け の廃止・縮小が前提。
- 2 地方単独事業には、警察・消防の職員給与費などの国の法令等に基づき 実施する国庫補助対象外の事務、消防やごみ処理施設等の行政サービスを 実施する上で必要不可欠な施設整備、下水道や道路などの補助事業と一体 となって実施する事業、地域振興のために重要な事業もあり、これら地方 単独事業に対する適切な財源保障を講じることが重要。
- 3 国の経済政策に伴う公債費や社会保障費の増大による財政構造の硬直化により、地方財政計画の短期間での大幅な縮減に地方が対応することは極めて困難であり、実態を踏まえ、計画的に改革を進めていくことが必要。
- 4 三位一体改革の全体像を明らかにし、その工程表等を早急に示すことが必要。その際、地方自治体の意見を聴き、その意向を十分反映させるとともに、国は、国民に対して理解を求めることが必要。
- 5 国は、地方が真剣に行っている行政改革を十分に認識するとともに、自 らの行政改革の実をあげることが必要。
- 6 国の政策に基づき実施した事業に係る財政措置の確実な実施が必要。

地方交付税改革の基本的な方向

地方交付税制度については、次のような基本的な考え方に沿って見直しを行う必要がある。

- 1 地方単独事業について、例えば、保育所運営費、各種(乳幼児、重度障害者など)医療費の助成、国民健康保険、廃棄物処理費用など地方財政計画 歳出と決算額の間に乖離があることから、地方の実態を踏まえ、投資的経 費から経常的経費へシフトを行うことが必要。
- 2 急激な地方交付税改革や税源移譲に伴う原資の減少により地方自治体の 財政運営に支障が生じないよう、地方の実態を踏まえた地方交付税率の引 上げを含め、その所要額を確実に確保することが必要。
- 3 税源移譲に伴う税源の偏在による地方自治体間の財政力格差の拡大や、 法律等により定めた必要不可欠な行政の標準的な水準を維持、確保するため、財源保障・財源調整の機能を一体として果たす地方交付税の役割は一 層重要。
- 4 離島、過疎等の地域は財政基盤が弱く財源の多くを地方交付税や補助金等に頼っている一方、国土保全、水源涵養等の多面的機能を果たしており、これらの地方自治体における安定的な財政運営が可能となるよう特段の措置が必要。
- 5 臨時的かつ巨額の負担となる事業(廃棄物処理施設整備事業、公立学校施設整備事業、防災対策事業等)については、各地方自治体の財政規模も 考慮しつつ、事業の執行に支障が生じないよう、地方交付税や起債により 平準的な財政運営が可能となるよう財政措置を講じることが必要。
- 6 地方交付税による特定の政策誘導は原則廃止。
- 7 地方交付税は、標準的な財政需要に必要な財源を保障する制度であり、 財政運営の結果として生じる財源不足を補てんする制度ではなく、モラル ハザードをもたらすものではない。

基幹税による本格的な税源移譲の早期実現

- 1 4 兆円の補助金改革とこれに伴う税源移譲では十分であるとは言えず、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 を目指し、基幹税(所得税から個人住民税、消費税から地方消費税等)による本格的な税源移譲の早期実現が必要。
- 2 所得譲与税はあくまでも暫定措置であり、直ちに個人住民税への本格的 な税源移譲を先行決定し、実現することが重要。
- 3 公共事業関係や奨励的補助金等の削減について、引き続き地方が実施しなければならない事業については、必要な財源を確実に税源移譲することが必要。
- 4 課税自主権は重要であるが、その活用には限界があり、税源移譲には代わりえない。

5 都道府県を通じて市町村に交付されている補助金等は、最終的に事業を 実施する市町村に税源移譲することが必要。

補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

- 1 補助金の見直しは、交付金化や縮減ではなく、原則廃止という基本的考え方のもとに行い、確実に税源移譲を行うことが必要。また、生活保護費負担金等の補助率の引下げや補助対象の縮減等一方的な地方への負担転嫁はあってはならない。
- 2 補助金の廃止と同時に、国の法令等による事務の義務付けなど、国の関 与を廃止・縮小することが必要。
- 3 補助金を廃止すれば膨大な事務処理の軽減。

終わりに

三位一体改革の基本は、地方分権の推進であり、その推進にあたっては、税源 移譲と国庫補助負担金改革の進展状況を踏まえた上での、地方交付税改革を行う ことが重要である。特に、基幹税による税源移譲の早期実施が強く望まれる。

国は、地方の意見を十分に踏まえつつ、三位一体改革の全体像を明らかにするとともに、年度別内容・規模などの工程表を早急に提示する必要がある。

もとより、我々都市自治体は、従来にもまして真に必要な施策を選択しつつ行 財政改革を断行していく決意である。